

○吹田市子ども・子育て支援審議会規則

平成25年3月29日規則第41号

改正 平成28年3月31日規則第24号

令和2年3月31日規則第56号

令和7年3月31日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市子ども・子育て支援審議会条例（平成25年吹田市条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、吹田市子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 医療関係者 1人以内
- (3) 社会福祉関係者 1人以内
- (4) 教育関係者及び保育関係者 8人以内
- (5) 事業者 1人以内
- (6) 子育て支援に関する活動を行う市民団体の代表者 1人以内
- (7) 市民 2人以内

(部会)

第3条 審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理し、当該部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営については、条例第4条第3項及び第5条の規定を準用する。

(意見の聴取等)

第4条 審議会及び部会は、必要に応じ、委員等以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、児童部子育て政策室において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の意見を聴いて会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第56号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第25号）

この規則は、令和7年6月1日から施行する。